

第13回鹿嶋市芸術祭出品規格

種目（部門）	規 格	点 数
○ 絵 画 （油絵・水彩・日本画 {水墨画・俳画} 版画・デザイン）	並色紙サイズ以上50号までとし額装とする。 ただし、50号の出品者は1点とする。なお20号以上の額装はアクリル使用可。	2点以内
○ 書	半切2分の1から半切（135cm×35cm）までの作品で額装・軸装いずれかとし、展示できるものとする。 なお篆刻及び刻字は額装とする。	
○ 写 真	サイズはA4または四つ切以上とし、額装およびパネルのサイズは90cm×90cm以内とする。（ガラスの使用は不可）	
○ 工 芸 （陶芸・人形・彫刻等）	大きさは自由。セットものは1点（5客）のみとし、手で持てる範囲の物とする。	
○ 洋 裁	極端に大きいものは不可とする。 コーディネートして展示する作品の場合は、1点とする。	
○ 編 物	極端に大きいものは不可とする。 コーディネートして展示する作品の場合は、1点とする。	3点以内
○ 手 芸	極端に大きいものは不可とする。七宝焼、パッチワーク、トールペイント、押し花、デコパージュ、粘土細工、刺繍などを含む。	2点以内
○ 華 道	極端に大きいものは不可とする。	
○ ちぎり絵	サムホール（22.7cm×15.8cm）以上10号以下とし、額装とする。	
○ 自由創作	極端に大きいものは不可とする。平面作品は額装とする。 絵手紙は、B3以上半切2分の1（67.5cm×35cm）までの額装とし、額の中に入れる点数は自由。	

※展示スペースが限られていますので、出品希望点数が多い場合には、大きい作品などの出品点数を制限させていただくこともあります。

※作品・額は、展示・移動等の作業に耐えられるようにして下さい。

※壁面に展示する作品には、吊り金具・吊りひもをつけて下さい。